

木曾岬町農業委員会から農地の賃借料情報をお知らせします

2016年4月1日

●農地法第52条に基づく農地の賃借料情報の提供について

改正農地法の施行(平成21年12月15日)に伴い従来の「標準小作料制度」が廃止されました。新たに農業委員会が過去1年間で実際に締結された賃貸契約の賃借料に関するデータにより、賃借料情報を提供することになりました。

農地の賃借料を決定する際の参考としてご活用下さい。

●平成27年1月から12月まで

平成27年1月から12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10a当たり)は、以下のとおりとなっています。

田(10a当たり)

| 平均額(円) | 最高額(円) | 最低額(円) | データ数 |
|--------|--------|--------|------|
| 10,900 | 30,000 | 5,100 | 629 |

畑(10a当たり)

| 平均額(円) | 最高額(円) | 最低額(円) | データ数 |
|--------|--------|--------|------|
| 10,200 | 10,200 | 10,200 | 2 |

- 1.データ数は、集計に用いた筆数です。
- 2.賃借料を物納支給としている場合は、60kg当たり10,286円で換算しています。
- 3.金額は、算出結果を四捨五入し、100円単位としています。

なお、この「賃借料情報は」今まで制定されていた「標準小作料」とは違い、拘束力はなく、賃借料決定の参考として提供するものです。賃借料は対象農地の状況等に合わせ、柔軟に当事者同士で設定して下さい。

お問い合わせ

木曾岬町農業委員会事務局
電話：0567-68-6105